

令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和8年5月
沖縄振興開発金融公庫

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和7年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

記

1. 令和7年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 令和7年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO事業）、建築物の設計又は維持管理に係る業務、産業廃棄物処理のうち、自動車の賃貸借及び建築物の維持管理に係る業務に関して、以下のとおり環境配慮契約を締結した。

・自動車の賃貸借 : 1台